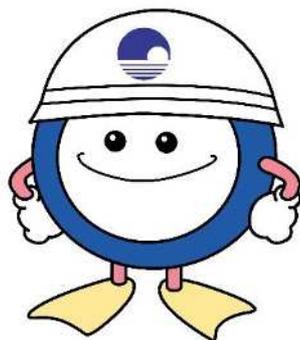


平塚市公共下水道排水設備 責任技術者登録申請の手引き

申請書作成前に必ずお読みください。



平塚市土木部下水道経営課
〒254-8686 平塚市浅間町9番1号
平塚市役所 本館6階 616窓口
電話0463-21-8785（直通）
令和7年1月

この手引きは、平塚市公共下水道排水設備責任技術者（以下「排水設備責任技術者」という。）の登録申請（新規、更新）の手続きについて、平塚市公共下水道指定工事店等に関する規則（以下「規則」という。）第25条の規定により、必要な事項を定めるものです。

目 次

1	指定工事店制度の目的	1
2	指定工事店と排水設備責任技術者	1
3	登録の要件	1
4	登録の申請とその決定	2
5	登録の有効期間とその更新	2
6	登録手数料	2
7	申請手続きの流れ	3
8	申請に必要な書類	4
	8-1 平塚市公共下水道排水設備責任技術者登録申請書（第12号様式）	4
9	記入例	5

1 指定工事店制度の目的

公共下水道の適正な維持管理を図るため、宅地内の下水を排除するために設ける排水設備工事については、下水道法・同法施行令・平塚市下水道条例・同条例施行規則（以下「法令」という。）で定める技術上の基準に適合した適正な排水設備工事を確実に行う必要があります。

そのため、すべての排水設備工事は、市長が指定する指定工事店で施工することとなっています。

2 指定工事店と排水設備責任技術者

指定工事店として市長の指定を受けるには、規則で定める資格要件を備えていなければなりません。その資格要件の一つとして神奈川県下水道協会が行う排水設備工事責任技術者試験に合格し、または、更新講習を修了し、市に登録した排水設備責任技術者を選任しなくてはなりません。

これは、法令で定める技術上の基準に適合した適正な排水設備工事を行うのに必要な知識・技術を持つ排水設備責任技術者に、この工事の設計及び施工を行わせることを目的としています。

3 登録の要件

排水設備責任技術者として登録を受けようとする者は、規則第14条に掲げる次の要件を備えていなければなりません。

（責任技術者の資格）

第14条 責任技術者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 神奈川県下水道協会(以下「協会」という。)が実施する神奈川県下水道協会排水設備工事責任技術者試験(以下「試験」という。)に合格した者
 - (2) 市長が相当の資格があると認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者となることができない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 第22条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

4 登録の申請とその決定

排水設備責任技術者として登録を受けようとする者は、この手引きを参考に平塚市公共下水道排水設備責任技術者登録申請書を提出してください。その後、その内容を審査して適否を決定し、平塚市公共下水道排水設備責任技術者決定通知書（以下「決定通知書」という。）を通知します。

＜スケジュール（新規の場合）＞

- ・毎月15日申請締め切り → 翌月1日登録

＜スケジュール（更新の場合）＞

- ・更新に関するお知らせを対象の排水設備責任技術者宛てに送付しますので、そちらを確認してください。

5 登録の有効期間とその更新

排水設備責任技術者の登録の有効期間は、神奈川県下水道協会が交付された「合格証」又は「修了証」の有効期間で、登録の日から起算して5年です。

ただし、「合格証」又は「修了証」の有効期間途中に登録する場合は、短縮されます。

また、登録有効期間満了後にも引き続き登録を受けようとするときは、事前に平塚市公共下水道排水設備責任技術者登録申請書に、新規の登録と同じ書類を添付して提出してください。その後、その内容を審査して適否を決定し、決定通知書を通知します。

なお、更新の対象である排水設備責任技術者には、通知文を送付します。

合格証・・・神奈川県下水道協会が実施した下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを証するもの

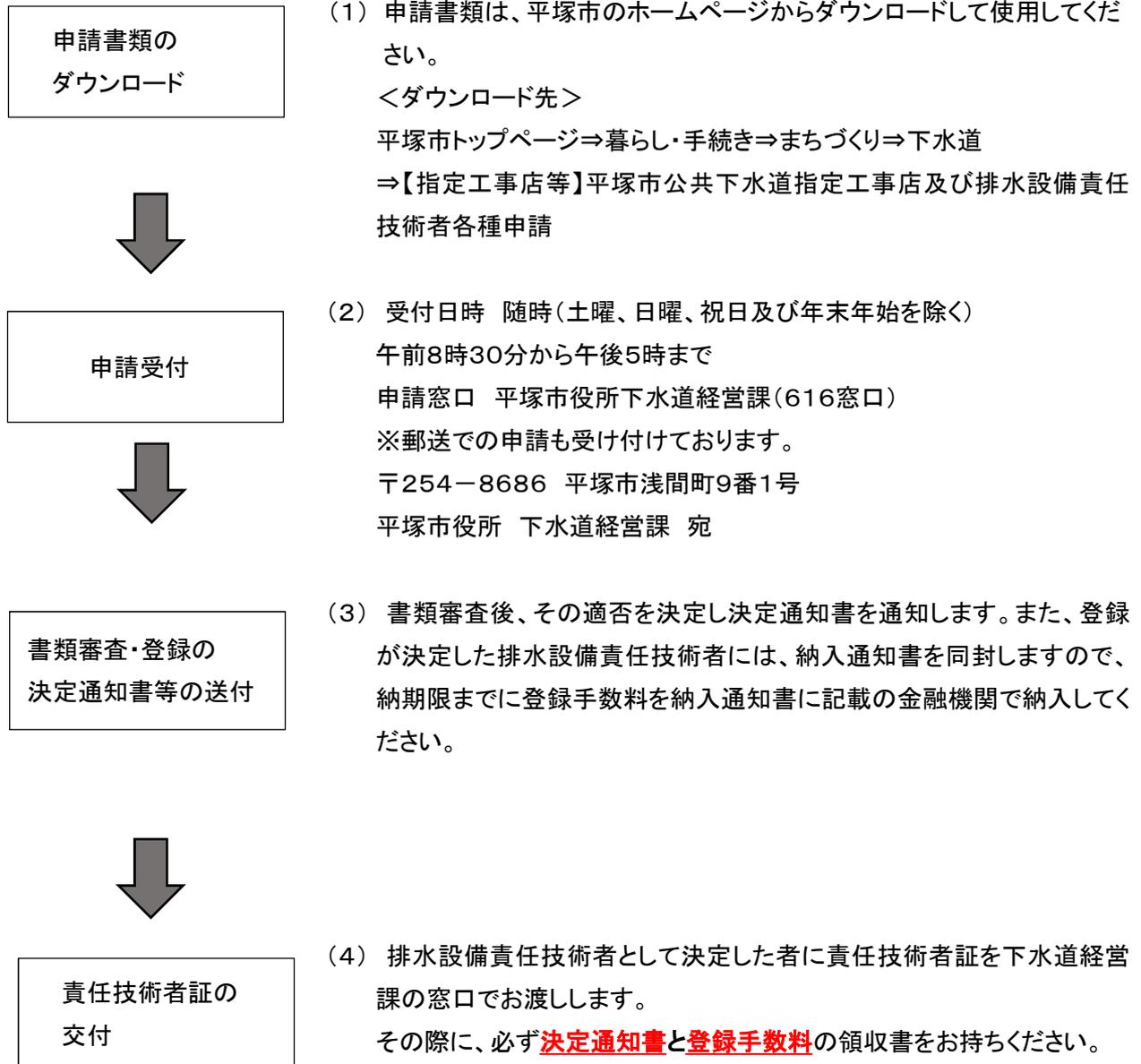
修了証・・・神奈川県下水道協会が実施した下水道排水設備工事責任技術者更新講習を修了したことを証するもの

6 登録手数料

排水設備責任技術者に登録することが決定しましたら決定通知書と納入通知書を送付しますので、納期限までに次の手数料を指定金融機関に納入してください。

責任技術者登録手数料（新規・更新） 1件につき 3,000円

7 申請手続きの流れ



8 申請に必要な書類

登録申請書の様式

- 平塚市公共下水道排水設備責任技術者登録申請書（第12号様式）

8-1 平塚市公共下水道排水設備責任技術者登録申請書(第12号様式) 【必須】

(1) 申請書の記入方法

- ① 申請書の郵便番号、住所、氏名、勤務先、電話番号の欄
 - ・住所は、住民票に記載されている住所を省略せずに正確に記入してください。
(例) 住居表示(○丁目○番○号)又は地番(○番地○)
- ② 申請区分の欄
 - ・新規・更新の別にレ点を付してください。

(2) 添付書類

- ① 神奈川県下水道協会が発行した「合格証」又は「修了証」の写し(有効期間内のもの)【必須】
 - ・神奈川県下水道協会が行う排水設備工事責任技術者試験に合格、または、更新講習を受講したことの証明
- ② 住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し【新規の場合のみ】
 - <住民票の写しを提出する場合>
 - ・個人番号(マイナンバー)の記載のないものとします。
 - ・住民登録をしている市区町村で発行しています。
 - ・交付された日から3か月以内のものを有効とします。(コピー不可)
 - <在留カード若しくは特別永住者証明書の写しを提出する場合>
 - ・表面及び裏面の写しが必要です。
- ③ 顔写真【必須】
 - ・縦3.0cm×横2.4cmに切り取り、裏に氏名を記入してください。(コピー不可)
 - ・上半身無帽で背景が無地のもの。
 - ・顔がはっきりとしており本人と確認できるもの。
 - ・撮影から6か月以内のもの。

9 記入例

次ページより、書式の記入例を掲載しますので、書類作成時に御参照ください。

平塚市公共下水道排水設備責任技術者登録申請書(第12号様式).....6

